

滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する規則

[平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 10 号]

改正 平成 18 年 4 月 1 日 規則第 3 号
平成 20 年 2 月 29 日 規則第 2 号
平成 22 年 6 月 30 日 規則第 6 号
平成 29 年 2 月 9 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）および滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の育児休業等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 育児休業法に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(育児休業等計画書)

第 3 条 条例第 3 条第 5 号および第 10 条第 6 号の育児休業計画書は、様式第 1 号によるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第 3 条の 2 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第 2 号）により、育児休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第 4 条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子の養育状況の変更の届出)

第 5 条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、養育状況変更届（様式第 3 号）により、遅滞なく任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第 6 条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が退職または停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、または育児休業の承認が取り消されたとき（条例第 5 条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）

は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号給の調整)

第6条の2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、条例第8条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(滋賀県市町村職員研修センター職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第8号)第22条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。)またはその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者と協議して、その者の号給を調整することができる。

(育児休業に係る書面の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対してその旨を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間を延長する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児休業に伴う任期付採用に係る書面の交付)

第7条の2 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対してその旨を記載した書面を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、書面の交付によらないことを適当と認めるときは、その他適当な方法をもって書面の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合
- (2) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(次号において「任期付職員」という。)の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 条例第7条第1項の規則で定める勤務した時間に相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則第34条第1項第3号から第5号までまたは第7号に掲げる職員(同項第4号に掲げる職員については、勤務日および勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在任した期間
- (3) 休職にされていた期間(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号)第29条第1項の規定の適用を受ける職員であった期間を除く。)

(条例第 11 条の規則で定める日数等)

第 9 条 条例第 11 条の規則で定める日数は 12 日とし、同条の規則で定める時間は 16 時間とする。

(育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続)

第 10 条 条例第 12 条の育児短時間勤務承認請求書は、様式第 4 号とする。

2 第 3 条の 2 第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認または期間の延長について準用する。

(育児短時間勤務に係る子の養育状況の変更の届出)

第 11 条 第 5 条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に係る書面の交付)

第 12 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合

(2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、または育児短時間勤務の承認が取り消された場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る書面の交付)

第 13 条 任命権者は、次に掲げる場合には、書面を交付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる場合において、書面の交付によらないことを適当と認めるときは、書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもって書面の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第 18 条第 1 項の規定により職員を採用した場合

(2) 短時間勤務職員の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

(部分休業の承認の請求手続)

第 14 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第 5 号)により行うものとする。

2 第 3 条第 2 項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(その他)

第 15 条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例施行規則(平成 14 年滋賀県市町村職員研修センター規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出し中「再任用短時間勤務職員に係る」を削る。

第 34 条第 1 項第 6 号中「第 6 条の 2」を「第 7 条」に改める。

第 36 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間

第 37 条第 1 号中「第 11 条」を「第 21 条」に改める。

第 46 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、同項第 7 号中「第 9 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号を 8 号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

付 則

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。